

第二回國會 財政及び金融委員會會議錄第三十四号

昭和二十三年六月七日(月曜日)

午前十一時二十五分開議

出席委員

委員長 早稻田柳右二門君

理事中崎 敏君 理事梅林 時雄君

淺利 三朗君 石原 登君

大上 司君 島村 一郎君

倉石 忠雄君 若米地英俊君

松田 正一君 宮崎 靖君

川合 彰武君 河井 榮藏君

佐藤觀次郎君 松原喜之次君

林 大作君 金光 義邦君

後藤 悅治君 中曾根康弘君

長野 長廣君 井出 二郎君

内藤 友明君 本藤 恒松君

堀江 實藏君 河口 陽一君

本田 英作君

出席國務大臣

大藏大臣 北村徳太郎君

出席府政務委員

大藏政務次官 荒木萬壽夫君

委員外の出席者

専門調査員 圓地與四松君

専門調査員 氏家 武君

六月七日理事葉梨新五郎君の補欠として泉山三六君が理事に当選した。

六月三日

会社の配当する利益又は利息の支拂に關する法律案(内閣提出)(第七九号)

同月四日

臨時通貨法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第八二二号)

軍事公債の利子支拂の特例に關する

第一類第十六号

財政及び金融委員會會議錄

第三十四号

昭和二十三年六月七日

第一類第十六号

財政及び金融委員會會議錄

第三十四号

昭和二十三年六月七日

第一類第十六号

財政及び金融委員會會議錄

法律案(内閣提出)(第八六号)

同月五日

會計法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第八九号)

同月三日

有馬郡に稅務所復活の請願(後藤悅治君紹介)(第二二四〇号)

文學者の所得稅輕減に關する請願(佐藤觀次郎君紹介)(第二二四七号)

スポーツ稅設定の請願(山口六郎次君紹介)(第二二四八号)

中小商工業者に対する課稅輕減に關する請願(橋本金一君外五名紹介)(第二二五六号)

電氣稅創設反對の請願(前田榮之助君外一名紹介)(第二二五七号)

野球事業の取扱業種別引上に関する請願(山口六郎次君紹介)(第二二五八号)

助産医療に対する事業稅賦課反對の請願(若松虎雄君紹介)(第二二六五号)

賣上稅設定反對の請願(亘四郎君外一名紹介)(第二二六九号)

同(周東英雄君紹介)(第二二七〇号)

陶磁器製タイルに対する物品稅改正の請願(安東義良君紹介)(第二二七一七号)

時計に対する物品稅輕減等に関する請願(山花秀雄君紹介)(第二二九〇号)

人造バターに対する物品稅撤廢の請願(井上良次君紹介)(第二二九二二号)

綠茶に対する物品稅輕減の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一三〇五号)

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

理事の補欠選任に關する件

連合審査會開會に關する件

會社の配当する利益又は利息の支拂に關する法律案(内閣提出)(第七九号)

臨時通貨法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第八二二号)

軍事公債の利子支拂の特例に關する法律案(内閣提出)(第八六号)

(筆記)

○早稻田委員長 會議を開きます。

議案の審査に入る前にお諮りいたします。理事が欠員に相なつておりますが、そのうちの葉梨新五郎君の後任に對して補欠選舉をいたしたいと存じます。これは從來の慣例によりまして委員長において指名いたしたいと存じますが、御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稻田委員長 それでは委員泉山三六君を理事に指名いたします。

次に去る五日通信委員會に付託されました、郵便法の一部を改正する法律案の審査に關する問題であります。これも國有鐵道運賃値上法案の場合と同様、本委員會の所管事項に關連するところが多いため、通信委員會と連合審査會を開きたいと存じます。この点御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺利委員 たいだいの問題ですが、本委員會と關連すると申しましたが、財政方面の建前から行けば、本委員會が主体となるべきが本質じやないかと存じます。その点については御意見どうですか。

○早稻田委員長 お説ごもつともでありまして、本委員會においても先般委員各位にお諮りをいたしまして、原則としてはお説の通りであるが、しかし他の委員會から特に本委員會に申し入れもありました關係上、代表者が運営委員會に御出席せられまして、その意味を強く強調せられ、その点は諒いたしました。が、今回に限つて他の委員會に付託し、連合委員會を開くということ、実は皆さんに御了承願つたわけでありまして。

○淺利委員 その点將來の惡例にならないように、はつきりしていただきたいと思います。

○早稻田委員長 その点は後藤川台兩君から主張していただいたわけでありまして、御了承いただいたと存じます。それでは本案については通信委員會と連合審査會を開くことに決定いたします。

○早稻田委員長 これより議案の審議に入ります。去る三日本委員會に付託されました、會社の配当する利益又は利息の支拂に關する法律案を議題といたしまして、まず政府の説明を求めます。

會社の配当する利益又は利息の支拂に關する法律案

會社の配当する利益又は利息の支拂に關する法律案

會社の配当する利益又は利息の支拂に關する法律案

會社の配当する利益又は利息の支拂に關する法律案

會社の配当する利益又は利息の支拂に關する法律

1 會社がその株主(株式の質權者を含む。以下同じ。)に配当する利益又は利息は、株主名簿に記載した株主の住所又は株主が會社に通知した場所(以下住所等という。)(において、これを支拂わなければならない。

2 前項の利益又は利息の支拂に要する費用は、會社の負担とする。但し、株主の責に帰すべき事由によつてその費用が増加したときは、その増加額は、株主の負担とする。

3 前二項の規定は、日本國(大藏大臣の指定する地域を除く。)に住所等を有しない株主に対する支拂については、これを適用しない。

附則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から、これを施行する。

○北村國務大臣 會社の配当する利益又は利息の支拂に關する法律案につきまして提案理由を御説明申し上げま

御承知のように証券の民主化がたいま唱えられておるのでありますが、これは經濟民主化の重要な一環でありまして、政府といたしましては、これが目的達成のために証券取引法の改正を始め、投資者の保護に万全を期し

てまいつたのであります。しかるに近來配当支拂に伴う郵送料等の費用が著しく増加したものであります。これは最近の配当の状況に鑑みれば、株主、殊に今後増加すると思われる小株主にとつて、少からざる負担となるものであります。この配当支拂の費用を株主に負担させておくことは、株式を廣く國民大衆の間に分散させる上からみまして、望ましからぬことであると思ひます。そこで株主特に新投資者である小株主を保護いたしまして、証券民主化に資するよう、利益配当に要する費用を会社負担させるため、本法を提案することとなつたのであります。

すなわちその第一項において会社の配当する利益または利息の支拂債務が、持参債券であることを明らかにいたしましたとともに、その第二項においてこの費用は会社が負担することとしたのであります。現在配当を行つてゐる大多数の会社は、領收証制度を採用しておりましたが、株主が送金を依頼したときは、その送金費用を負担しておるのであります。今後は特約によるも株主に配当支拂の費用を負担させることはできなくなるのであります。

なお、この規定は日本國に住所等を有しない株主に対しては、会社の負担が過大になるものと考へますので適用しないことといたしました。

戦後經濟の變態的な状況のため配当を行つてゐる会社は少ないのであります。が、会社利益配当等臨時措置法の制定、その他会社及び金融機関等の再建整備の進捗等により、今後適正利潤の配当が可能となる会社も次第に増大するものと考へられるのであります。この際この法律は株主の負担を軽減することにより、株式の大衆化に貢獻し得るものと信ずる次第であります。何とぞ速やかに御審議の上御賛成あらんことを希う次第であります。

○早稻田委員長 次に去る四日本委員会に付託せられた臨時通貨法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府の説明を求めます。

臨時通貨法の一部を改正する法律案

臨時通貨法の一部を改正する法律

臨時通貨法（昭和十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二條中「五十錢、十錢、五錢及一錢ノ四種」を「五圓、一圓、五十錢、十錢、五錢及一錢ノ六種」に改める。

第三條中「五十錢ノ臨時補助貨幣ハ十圓迄」を「五圓ノ臨時補助貨幣ハ百圓迄、一圓ノ臨時補助貨幣ハ二十圓迄、五十錢ノ臨時補助貨幣ハ十圓迄」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

○北村國務大臣 臨時通貨法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を簡単に御説明申し上げます。臨時通貨法は政府が當分の間發行することのできる臨時補助貨幣として、五十錢、十錢、五錢、一錢の四種を規定しております。このうち現在製造しておりますものは、五十錢の黄銅貨のみで

ありますが、最近の物價情勢から申しますれば、從來の五十錢の補助貨幣では額面價格が低きに過ぎ、日常取引に不便でありますので、これよりも高額の補助貨幣を發行することが、日常取引の便利を増進するゆゑであると考えられるのみならず、近く物價改訂に伴い、人件費の高騰及び物件費の上高が起りますれば、現行の五十錢補助貨幣は、一枚當りの製造経費が五十錢を超えることを予想されますので、臨時通貨法の一部を改正いたしまして、臨時補助貨幣の種類を増加し、從來のものに外に五圓及び一圓を加へ、今後主としてこれらの補助貨幣を製造することによりまして、造幣局の收支を改善し、貨幣製造能力の維持を図りたいと、かように存する次第であります。

次に新しい五圓及び一圓の補助貨幣は、それぞれ百圓及び二十圓まで法貨として通用する旨の制限を設けました。以上が今回の臨時通貨法改正の理由でございます。何とぞ御審議の上速やかに御協賛あらんことを希望する次第であります。

○早稻田委員長 次は軍事公債の利子支拂の特例に関する法律案を議題といたします。政府の説明を求めます。

軍事公債の利子支拂の特例に関する法律案

軍事公債の利子支拂の特例に関する法律

（軍事公債の範圍）

第一條 この法律において軍事公債とは、左に掲げるものをいう。
一 支那事變國庫債券
二 支那事變特別國庫債券

三 大東亞戰爭國庫債券
四 大東亞戰爭特別國庫債券
（利子の支拂期日の變更）

第二條 國は、軍事公債の利子で昭和二十三年七月一日から昭和二十四年六月三十日までの期間に支拂期日の到來するものに限り、その支拂期日を当該軍事公債の償還期日として定められてゐる日に變更する。

（支拂期日を變更された利子に対する加算）

第三條 國は、前條の規定により支拂期日を變更した軍事公債の利子を支拂うときは、その利子の金額に對して從前の支拂期日から当該軍事公債の償還期日までの期間に應じ年三分五厘の割合を乗じて得た金額を、当該利子の金額に加算して支拂うものとする。

2 前項の規定により加算して支拂われる金額は、他の法令の適用については、これを当該軍事公債の利子とみなす。

（法人の決算の場合の措置）

第四條 法人は、その決算を行う場合においては、その所有に係る軍事公債の利子で第二條の規定により支拂期日を變更されたものについて、その決算期までに経過した期間に相當する金額を未收金として貸借対照表の資産の部に計上することができる。

（外國人に対する適用除外）

第五條 外國人が昭和二十三年五月十五日において現に所有し、且つ、同日以後引き続き所有する軍事公債の利子であつて、その支拂を外國人が請求するものについ

ては、この法律を適用しない。
2 前項の外國人とは、左に掲げる者をいう。
一 日本の國籍を有する者（朝鮮人及び中華民國駐日代表團から登録證明書の發給を受けていない台灣人を含むものとする。）
以外の者

二 日本以外の國の法令に基き設立された法人及び法人でない團體であつてその代表者又は管理人が前号に該當する者であるもの

（手続規定）

第六條 この法律に定めるものの外、この法律の施行に關し手続上必要な事項は、大藏大臣が、これを定める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

○北村國務大臣 軍事公債の利子支拂の特例に關する法律案につきまして提案理由を御説明申し上げます。

現下のインフレーションを克服するためには、その前提として實質的健全財政を確立する必要があることは、論をまたないところであります。そのためにはあらゆる可能な財源を動員すべきことは勿論であります。従つて軍事公債の利拂についても、政府は、三党政策協定に従ひまして、本年七月一日から、向う一ヶ年間に、支拂期日の到來する利子に限り、これを元本の償還期日に元本と共に支拂うこととし、もつて当面急を要する均衡財政の確立に資するとともに、この措置によつて生じた財政的余裕は、これを災害対策費、

教育費及び生活困窮者救済費等に充てる事とした次第であります。

他方において政府は、本措置の國民經濟及び國際信用に及ぼす影響を最小限度に止めるため、今回の措置の対策を厳に軍事公債に限り、かつ一年限りの特別措置といたしました。しかし本措置により銀行その他の金融機関等が受けることあるべき影響を調査するために、政府は万全の措置を講ずる考へであります。

また政府は、英、米、佛等において発行いたしました外貨公債の利拂については、平和克服とともに、速やかにその支拂を執行する考へであることは、もちろんであります。内國債に對する今回の特別措置につきましては、國際信用維持のため外國人の所有する軍事公債の利拂については、法律を適用しないこととした次第であります。

次に本案の内容を説明いたします。まず第一に本措置の對象たる軍事公債の範圍であります。軍事公債の範圍は、支那事變國庫債券、支那事變特別國庫債券、大東亞戰爭國庫債券、大東亞戰爭特別國庫債券に限定することといたしました。その理由はこれらはずべて戰費調達のため発行した國債であり、かつその旨を名称に冠しているものであつて、本措置を実施するについても、技術的に比較的容易であるからであります。なお支那事變及び大東亞戰爭の名稱を冠している軍事公債であつても、割引國債はこれを除外いたしました。

第二に前述の軍事公債の利子で、昭和二十三年七月一日から昭和二十四年六月三十日までの一年間に支拂期日の

到來するものに限り、その支拂期日は、これを当該軍事公債の償還期日として定められてゐる日に変更することとしたしました。

第三に、これに伴つて、國は軍事公債の償還の日において、支拂期日を変更した利子を支拂うときは、その利子の金額に對して從前の支拂期日から当該軍事公債の償還期日までの期間に應じ、年三分五厘の割合を乗じて得た金額を、当該利子の金額に加算して支拂うこととしたしました。しかしこの加算して支拂われる金額は、所得税法等他の法令の適用については、これを軍事公債の利子とみなすこととしたしました次第であります。

第四に、本措置によりまして、金融機關等法人が蒙る影響をできるだけ緩和するための措置といたしまして、その法人が決算を行う場合においてはその所有に係る軍事公債の利子で、支拂期日を変更されたものの既経過分に相當する金額は、これを益金として計上することができるといたしました。

第五に、前述いたしましたように、國際信用を維持するために、外國人の所有する軍事公債の利子については、今回の措置の適用から除外することにいたしました。本措置の実効を確保するため軍事公債の利拂停止的處理方針につき、政府声明の發せられた昭和二十三年五月十五日において、外國人が現に所有し、かつ同日以後引続き所有する軍事公債の利子であつて、その支拂を外國人が請求する場合に限つてこれを除外することとしたした次第であります。

第六に、この法律案に定めるものの

ほか、この法律の施行に關し、手續上必要な若干の事項については、大蔵大臣が定めることとしたしました。以上を以て本法律案の提案理由を御説明した次第でございます。

何とぞ以上ただいま申し上げました三法案につきまして、速やかに御協賛あらん事を希望する次第でございます。

○早稻田委員長 暫時休憩いたします。午後一時より再開質疑に入りたいと存じますが御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稻田委員長 左様決定いたしました。暫時休憩いたします。

午前十一時四十分休憩

午後一時三十分開會

○梅林委員長代理 委員長がちよつと差支えがありますので、私が代理いたします。

午前中に引続き會議を開きます。

すでに本會議も始まつたようでありますので、本日はこれにて散會し、明日午前十時より委員會を開會いたしたいと思ひますが御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○梅林委員長代理 御異議ないようでありますから、これにて散會いたします。

午後一時三十七分散會

昭和二十三年十一月五日印刷

昭和二十三年十一月六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局